

財 関 第 1389 号
平成 16 年 12 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

関税法基本通達等の一部改正等について

関税法第 70 条の規定に基づく関税法以外の他の法令の確認の対象となる法令の追加に伴い、関税法基本通達等についての一部を下記のとおり一部改正等を行うこととし、平成 17 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

1. 70 - 1 - 1 の(1)の表中

「

イ．外国為替 及び外国貿易 法関係 (1) 輸出貿易 管理令 (昭和 24 年政令第 378 号)	第 1 条第 1 項《輸出の 許可》 第 2 条第 1 項《輸出の 承認》	第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 (注)輸出申告に係る貨物が輸出貿易管理令別表第 1 及び第 2 の中欄に掲げる貨物に該当するか否かについて疑義を生じたときは、「輸出貿易管理令の運用について(昭和 62 年 11 月 6 日 62 貿局第 322 号輸出注意事項 62 第 11 号)」の規定による「非該当証明書」の提出を行わせるものとする。
--	--	--

		第 11 条《権限の委任》の規定により 経済産業大臣から権限委任を受けた税 関長が発行した輸出承認証
--	--	--

を
「

イ．外国為替 及び外国貿 易法関係 (イ) 輸出貿 易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号)	第 1 条第 1 項《輸出の 許可》 第 2 条第 1 項《輸出の 承認》	第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規 定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた経済 産業局長がそれぞれ発行した輸出許可 証又は輸出承認証 第 11 条《権限の委任》の規定により 経済産業大臣から権限委任を受けた税 関長が発行した輸出承認証
--	--	---

に改める。

2 . 70 - 1 - 1 の (2) の表を別紙 1 のように改める。

3 . 70 - 3 - 1 の別表第 1 中

「

(レ) 化学物 質の審査 及び製造 等の規制 に関する 法律 (昭和 48 年法律第 117 号)	第 3 条《製造等の届 出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2 《製造予 定数量が一定の数量 以下である場合にお ける審査の特例等》 第 5 条《製造等の制 限》 第 5 条の 2 《外国に おける製造者等に係 る新規化学物質の審 査等》 第 11 条《輸入の許 可》	(1) 輸入物品が次に掲げる化学物質の 場合には、当該化学物質に係る官報告 示の通し番号及び類別整理番号がそ れぞれ輸入申告書又はインボイスに 明示されていることを確認。 イ . 附則第 2 条第 4 項《既存化学物質 名簿》に規定する既存化学物質名簿 に記載された既存化学物質 ロ . 第 4 条第 4 項の規定によりその名 称が公示された新規化学物質 ハ . 第 2 条第 9 項《定義等》の規定に よりその名称が公示された同条第 4 項に規定する第一種監視化学物 質及び同条第 5 項に規定する第二 種監視化学物質 ニ . 第 2 条第 10 項の規定によりその 名称が公示された同条第 6 項の第 三種化学物質
---	--	--

を

「

<p>(レ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号)</p>	<p>第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》 第 5 条の 2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第 11 条《輸入の許可》</p>	<p>(1) 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。 イ . 附則第 2 条第 4 項《既存化学物質名簿》に規定する既存化学物質名簿に記載された既存化学物質 ロ . 第 4 条第 4 項の規定によりその名称が公示された新規化学物質 ハ . 第 2 条第 9 項《定義等》の規定によりその名称が公示された同条第 4 項に規定する第一種監視化学物質及び同条第 5 項に規定する第二種監視化学物質 ニ . 第 2 条第 10 項の規定によりその名称が公示された同条第 6 項に規定する第三種監視化学物質</p>
---	--	--

」

に改める。

4 . 70 - 3 - 1 の別表第 2 中

「

<p>イ . 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)</p>	<p>第 6 条《不衛生食品等の販売等の禁止》 第 9 条第 2 項《輸出国の証明》 第 10 条《化学的合成品等の販売等の制限》 第 11 条第 2 項《食品等の規格及び基準》 第 16 条《有毒器具等の販売の禁止》 第 18 条第 2 項《器具等の規格及び基準》 第 26 条《食品等の検査命令》 第 27 条《食品等の輸入の届出》 第 28 条《報告・臨検検査・収去》 第 62 条《おもちゃについての準用》 食品衛生法施行規則 (昭和 23 年厚生省令</p>	<p>(1) 第 27 条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証(当該届出書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第 26 条又は第 28 条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる。) (2) 規則の別表第 6 の 4 に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」</p>
-------------------------------------	--	--

	第 23 号) 第 15 条第 1 項及び第 3 項《輸入の届出》	
--	---	--

を
「

イ. 食品衛生 法 (昭 和 22 年法律 第 233 号)	第 6 条《不衛生食品等 の販売等の禁止》 第 9 条第 2 項《輸出国 の証明》 第 10 条《化学的合成 品等の販売等の制限》 第 11 条第 2 項《食品 等の規格及び基準》 第 16 条《有毒器具等 の販売の禁止》 第 18 条第 2 項《器具 等の規格及び基準》 第 26 条《食品等の検 査命令》 第 27 条《食品等の輸 入の届出》 第 28 条《報告・臨検 検査・収去》 第 62 条《おもちゃに ついての準用》 食品衛生法施行規則 (昭 和 23 年厚生省令 第 23 号) 第 32 条第 1 項及び第 2 項《輸入の届出》	(1) 第 27 条の規定により厚生労働省 食品衛生監視員が交付する「食品等輸 入届書」の届出済証(当該届出書に「輸 入食品等届出済」印が押なつされたも の。ただし、第 26 条又は第 28 条の規 定により検査が実施されたものにつ いては、「輸入食品等届出済」印のほ か「合格証」印が押なつされる。) (2) 規則の別表第 6 の 4 に掲げる食品 等については、「食品等輸入届書の写 し」
--	--	--

に、
「

へ. 高圧ガス 保安法 (昭 和 26 年法律第 204 号)	第 3 条《適用除外》 第 22 条《輸入検査》	(1) 第 22 条第 2 項及び一般高圧ガス 保安規則 (昭 和 41 年通商産業省令第 53 号) 第 45 条第 3 項《輸入検査の申 請等》の規定により都道府県知事が交 付する「輸入高圧ガス検査合格証」又 は第 22 条第 1 項及び同規則第 45 条第 1 項に規定する「輸入高圧ガス検査申 請書」の検査職員確認印欄に都道府県 の受付印と検査職員名が押印された 当該申請書 (当該申請書は、都道府県 知事が輸入高圧ガス検査合格証の発 行前に通関を認めても差し支えない
--	-----------------------------	--

と判断した場合に発行されるものであるので留意する。)

を、
「

へ、高圧ガス
保安法
(昭和 26
年法律第
204 号)

第 3 条《適用除外》
第 22 条《輸入検査》

(1) 第 22 条第 1 項及び一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 45 条第 3 項《輸入検査の申請等》若しくは同規則第 45 条の 2 第 1 項《協会等が行なう輸入検査の申請等》若しくは同条第 3 項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又は第 22 条第 1 項及び同規則第 45 条第 1 項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書(当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)ので留意する。)

に改める。

第 2 「道路運送車両法の改正に伴う自動車の輸出通関の際における取扱いについて」を別紙 2 のとおり制定する。

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．麻薬及び 向精神薬取 締法 (昭和 28 年 法律第 14 号)	第 50 条の 11《輸出》 第 50 条の 27《業務の届 出》 第 50 条の 30《麻薬等原 料輸出業者の輸出の届 出》 第 50 条の 32《麻薬等原 料輸出業者以外の者の 輸出の届出》 麻薬及び向精神薬取締 法施行規則（昭和 28 年 厚生省令第 14 号）第 30 条第 2 号《携帯輸出》	(1) 自己の疾病の治療を目的として向精神薬を携帯し て輸出する場合には、規則第 30 条第 2 号に掲げる自 己の疾病の治療のため特に必要であることを証する 書類（具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住 所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書） (2) 麻薬等原料輸出業者が、第 50 条の 30 の規定によ り、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令 第 57 号）第 8 条の 2《第 50 条の 29 の政令で定める 麻薬向精神薬原料》に規定する麻薬向精神薬原料を厚 生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省 地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされ た規則第 45 条の 4《輸入及び輸出の届出》に規定す る「麻薬向精神薬原料輸出届」 (3) 麻薬等原料輸出業者が、法別表第 4 に掲げる麻薬 向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 に規定する特定 麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚 生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であ ることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証 明書」。ただし、平成 18 年 6 月 30 日までは地区麻薬 取締官事務所長が発行する証明書であっても差し支 えない。 (4) 麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第 45 条の 5 に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第 50 条の 32 の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合 には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理 印」が押なつされた同法施行規則第 45 条の 4 に規定 する「麻薬向精神薬原料輸出届」
ロ．道路運送 車両法 (昭和 26 年 法律第 185 号)	第 15 条の 2《輸出抹消 登録》 第 16 条《一時抹消登録》 第 62 条の 2《解体等又 は輸出に係る届出》	第 15 条の 2 第 2 項の規定により国土交通大臣が交付す る輸出抹消仮登録証明書 第 16 条第 6 項の規定により国土交通大臣が交付する輸 出予定届出証明書 第 62 条の 2 第 4 項の規定により国土交通大臣が交付す る輸出予定届出証明書

財 関 第 1389 号
平成 16 年 12 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

道路運送車両法の改正に伴う自動車の輸出通関の際における
取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり、国土交通省自動車交通局長から依頼があったので、平成 17 年 7 月 1 日からこれにより実施されたい。

国自管第140号
平成16年12月27日

財務省関税局長 殿

国土交通省自動車交通局長

道路運送車両法の改正に伴う自動車の輸出通関の際における取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年法律第89号）が平成17年1月1日から施行されますが、自動車の輸出通関の際における取扱いについては、下記により実施されますようご協力方お願いします。

記

1. 確認事項等

関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸出の許可にあたり、同法第70条第2項の規定により税関職員が行う「他の法令の規定による条件の具備」の確認については、道路運送車両法（以下、「法」という。）第15条の2第2項、第16条第6項及び第69条の2第4項の規定により、国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書及び輸出予定届出証明書（以下「輸出抹消仮登録証明書等」という。）をもって行うこととされたい。

また、輸出抹消仮登録証明書等には有効期限が付されているため、当該確認の際には、税関における輸出許可に関する審査終了時点において、輸出抹消仮登録証明書等の輸出予定日（証明書有効期間満了日）が到来していないことについても確認されたい。

なお、法第15条の2第3項（第16条第7項、第69条の2第5項で準用する場合を含む。）に規定する輸出の事実の確認については、通関情報処理システムから自動車登録検査業務電子情報処理システムへ送信される輸出許可情報により行うこととしたいので、当該情報を提供願いたい。

2. 確認の開始時期

上記確認の開始時期は、平成17年7月1日からとされたい。

3. 経過措置期間中の輸出抹消仮登録証明書等の扱い

輸出抹消仮登録証明書等は、自動車の所有者が平成17年7月1日以降に輸出を予定している場合に、申請等に基づき交付される。

この場合において、輸出抹消仮登録証明書等の交付後に、輸出申告日が平成17年6月30日以前に変更となった場合であっても、当該輸出抹消仮登録証明書等は国土交通大臣に返納されない取扱いとなるので留意されたい。

なお、平成17年6月30日以前に輸出を予定していた一時抹消登録証明書の交付を受けた自動車について、輸出申告日が平成17年7月1日以降に変更となった場合は、輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない取扱いになるので留意されたい。